

奨学金貸与終了後に大学・大学院等に在学する場合について

～在学猶予制度のご案内～

日本学生支援機構奨学金の貸与が終了した方で、大学・大学院等に在学している場合(以下の場合)、在学している期間は願出により返還期限が猶予されます。貸与終了後に、スカラネット・パーソナルから「**在学猶予願**」を提出してください。

◆入学(進学)した場合

予約採用で、進学届提出時に前奨学生番号を入力して提出した場合、在学猶予願を提出する必要はありません。なお、予約採用を辞退した場合は、在学猶予願を提出する必要があります。

◆奨学金を辞退した場合

在学猶予願の提出により卒業時まで返還期限が猶予されます。

◆留年して卒業(修了)期が延期された場合

1年ごとに在学猶予願を提出してください。

在学猶予願を提出すると...

届出のあった在学期間中は返還期限が猶予され、卒業(修了)後7ヶ月目から返還が開始となります。

在学猶予願を提出しないと...

在学中であっても貸与終了後7ヶ月目から返還が開始となります。

在学猶予願は、スカラネット・パーソナルから提出してください。

名古屋大学に在学する方は、名古屋大学ウェブサイト提出手順が掲載されていますので、確認してください。他大学等に入学(進学)する場合は、在学猶予願の提出について、入学(進学)する学校の奨学金担当窓口へ照会してください。

◇スカラネット・パーソナル◇

<https://scholar-ps.sas.jasso.go.jp/>

◇名古屋大学ウェブサイト◇

「名古屋大学」→「教育/キャンパスライフ」

→「入学後に受けられる各種免除制度・奨学支援」

→「日本学生支援機構(JASSO)奨学金」

<http://www.nagoya-u.ac.jp/academics/scholarship/index.html>

